

12. 認知症初期集中支援チーム



認知症初期集中支援チームとは？

認知症初期集中支援チームとは、保健師等の医療職、社会福祉士等の福祉職と医師がチームとなり、認知症の人や認知症が疑われる人を訪問し、医療や介護サービスにつながるように集中的に支援するチームです。

稚内市地域包括支援センターに配置されています。

＜どんな人が支援を受けられるの？＞

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかに該当する人です。



- ①認知症の診断を受けていない人、または治療を中断している人
- ②医療サービスや介護サービス等を利用していない人
- ③認知症の症状が強くどのように対応してよいか悩んだり、困っている

まずは、稚内市地域包括支援センター
(23-8585)にご相談ください。
お電話や訪問にて、詳しくお話を聞かせて下さい。



13. 高齢者の権利を守る制度等

認知症高齢者等の消費者被害が深刻化しつつあるため、稚内市消費者センター(23-4133)への相談をはじめ、弁護士や警察等の介入が必要な場合があります。

・日常生活自立支援事業

判断能力の低下が見られる方に生活支援員が訪問して、福祉サービスを利用する手続きや日常生活費の管理のお手伝いをします。

事業の利用には、支援員の顔と名前を覚えることができ、契約できる程度の判断能力が必要となります。詳細は稚内市社会福祉協議会(24-1139)にご相談ください。



・成年後見制度

認知症等の障がいによって判断能力が十分ではない方が不利益を被らないよう、家庭裁判所に申し立てを行い、ご本人を援助する者(成年後見人等)を選任し、法的な権限を与えご本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。

申し立てを行なうことができるのは、ご本人、配偶者、親、兄弟姉妹、甥、姪、従兄弟など4親等内の親族となっています。

制度の説明や申し立ての支援は、稚内市地域包括支援センター(23-8585)や家庭裁判所で行っていますのでご相談ください。



14. 介護保険サービス等と住まい

在宅サービス

●介護予防・生活支援サービス

基本チェックリストに該当した場合、以下の通所介護や訪問介護に相当するサービスや3か月を基本とした短期集中予防サービスを利用することができます。

●介護保険サービス ※要支援・要介護認定が必要です。

<居宅介護支援>

ケアマネジャーが相談に乗り、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。

<通所介護(デイサービス)>

送迎付きで、食事や入浴等の支援を日帰りで行います。

<通所リハビリテーション(デイケア)>

送迎付きで、生活行為や身体機能の維持・向上を目的としたリハビリを日帰りで行います。



<訪問介護>

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や入浴、排せつ、調理、洗濯等を支援します。

<訪問看護>

看護師が自宅を訪問し、体調管理や服薬確認、療養上のお世話をします。

<訪問リハビリテーション>

作業療法士や理学療法士等が自宅を訪問し、日常生活動作の指導や評価等を行います。



<短期入所生活介護(ショートステイ)>

特別養護老人ホームに短期入所し、日常生活の支援を受けられます。ご家族の介護負担の軽減も目的としています。

<短期入所療養介護>

介護老人保健施設等に短期入所し、日常生活の支援や機能訓練等を受けられます。



<小規模多機能型居宅介護>

通いを中心に訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、利用できます。

<福祉用具貸与>

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルします。



<特定福祉用具販売>

対象となる福祉用具を購入した場合、同年度で10万円を上限に利用者負担額を除く額を支給します。



<住宅改修>

対象の住宅改修について、20万円を上限に利用者負担額を除く額を支給します。

<居宅療養管理指導>

薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導等を行います。



施設サービス

<認知症対応型共同生活介護(グループホーム)>

認知症の診断を受けている要支援2以上の人が入居できる施設です。



<特別養護老人ホーム>

心身の状況により、常に介護を必要とする方が入所する施設です。基本的には要介護3以上の方が対象ですが、条件によっては要介護1以上の方も対象となります。※入所の申込みは各施設にお問い合わせください。

住まい

<サービス付き高齢者専用住宅>

職員が常駐しており、食事の提供や相談、安否確認等を受けられる住宅です。



<養護老人ホーム>

日常生活がある程度自立しており、住居や家庭の事情、経済的な理由がある人が対象となる施設です。
入所申込みは、長寿あんしん課介護高齢グループ(23-6458)にご相談下さい。

※介護保険サービス等や住まいについての詳細は、ケアマネジャー(居宅介護支援事業所)や稚内市地域包括支援センター(23-8585)にご相談下さい。